

吸収分割に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条
に基づく開示事項)

2024 年 10 月 1 日

株式会社西友

イオン北海道株式会社

2024年10月1日

吸収分割に係る事後開示書類
(会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項)

武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号
株式会社西友
代表取締役 大久保 恒夫

札幌市白石区本通21丁目南1番10号
イオン北海道株式会社
代表取締役社長 青柳 英樹

株式会社西友（以下「甲」といいます。）及びイオン北海道株式会社（以下「乙」といいます。）は、2024年4月2日付で吸収分割契約書を締結し、効力発生日を2024年10月1日として、甲が営む北海道地域におけるGMS事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2024年10月1日

2. 吸収分割会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する場合（簡易吸収分割）に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第785条及び第787条の規定並びに第789条の規定による手続の経過

i 反対株主の株式買取請求（会社法第785条）

本吸収分割は、会社法第784条第2項に定める簡易分割の要件を満たすことから、甲に対して株式の買取請求を行うことのできる株主はおらず、法第785条第3項但書の規定により、株主宛通知も不要とされております。したがって、甲は、法第785条の規定による手続を行っておりません。

ii 新株予約権買取請求（会社法第787条）

該当事項はありません。

iii 債権者の異議（会社法第789条）

甲は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2024 年 8 月 26 日付の官報及び日刊工業新聞にて、吸収分割をする旨、乙の商号及び住所、甲及び乙の計算書類に関する事項、並びに債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨を公告し、かつ、2024 年 8 月 23 日付で知れている不法行為債権者に対して各別に催告を行いました。が、所定の期間内に、同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収分割承継株式会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 796 条の 2 の規定に従って、乙に対して請求を行った株主はいませんでした。

(2) 会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

i 反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）

乙は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、2024 年 6 月 3 日付で、乙の株主に対し、吸収分割をする旨並びに甲の商号及び住所に係る公告を行いました。が、所定の期間内に、同条第 1 項に従って、乙に対して株式の買取請求を行った株主はいませんでした。

ii 債権者の異議（会社法第 799 条）

乙は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2024 年 6 月 3 日付の官報及び電子公告にて、吸収分割をする旨、甲の商号及び住所、甲及び乙の計算書類に関する事項、並びに債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨を、公告いたしました。が、所定の期間内に、同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

乙は、本吸収分割の効力発生日である 2024 年 10 月 1 日をもって、甲から、甲が営む北海道地域における GMS 事業に関して有する権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2024 年 10 月 1 日に登記を申請する予定です。

6. 上記に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

甲は、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（以下「労働契約承継法」といい

ます。) 第7条に基づき、労働者の理解と協力を得るよう努め、かつ、商法等の一部を改正する法律(平成12年法律第90号)附則第5条に基づき、労働者と協議を行いました。また、甲は、労働契約承継法第2条に基づき、労働者及び労働組合に対して本吸収分割に関する通知を行いました。

以上